

# 関東地方整備局のバリアフリーの取り組み

- 1 関東地方整備局の役割
- 2 最近の取り組み
  - ・道路事業の取組事例
  - ・国営公園の取組事例
  - ・官庁営繕の取組事例
  - ・関東技術事務所におけるバリアフリー体験
- 3 バリアフリー化の支援制度
- 4 管内自治体の取り組み

令和4年6月28日



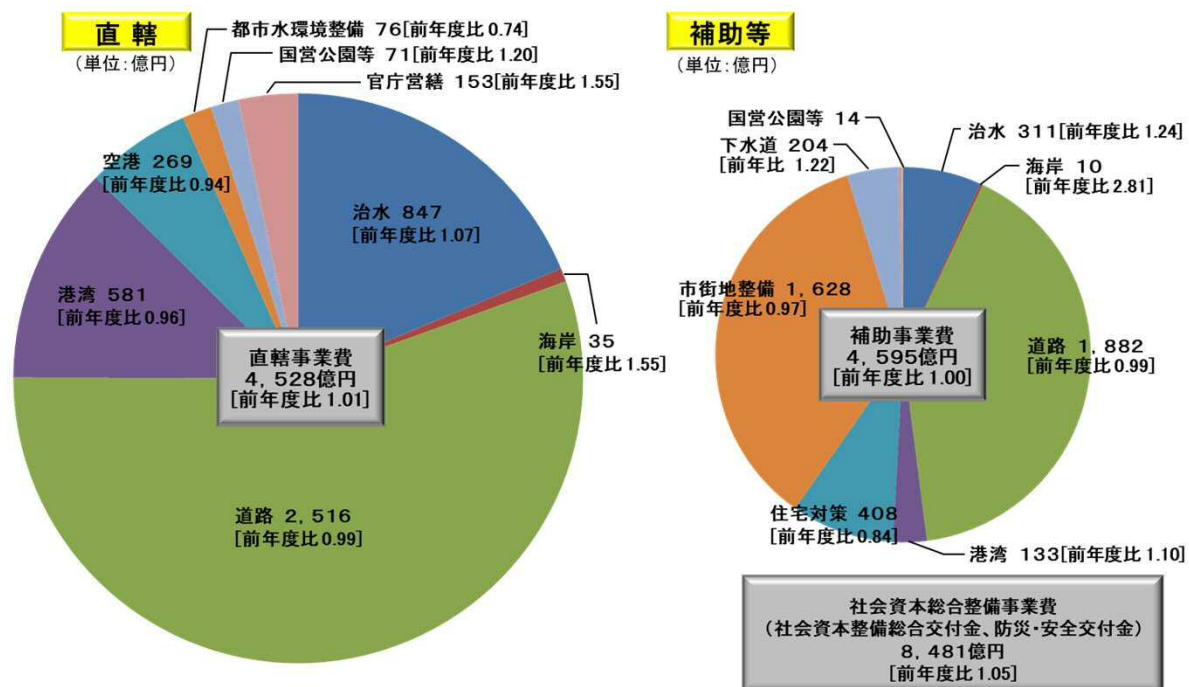
国土交通省 関東地方整備局

地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備、維持管理を行っています。

以下の分野で事業を実施します。



令和4年度予算 当初予算：1兆7,604億円[前年度比1.03]



計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。



# 道路事業の取組事例

## 歩行者誘導ブロックの設置(東京国道事務所)

高齢者や障害者の方々の移動、施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、全ての利用者のニーズにあった歩行空間づくりとしてバリアフリー化を進めており、エレベーター設置等の歩道橋改修や電線共同溝整備に合わせた歩道整備を行っています。



渋谷駅西口デッキ整備による快適な歩行空間の創出



渋谷駅東口歩道橋のエレベーター



整備前

国道1号  
港区



整備後

国道1号  
港区



## ■ 関東地方整備局管内の国営公園(5ヶ所)





## 溪流広場のバリアフリー園路整備

【位置図】



溪流広場チューリップガーデンは、春の人気スポットであるが、花壇の修景を損なわないよう木材チップ舗装としていたため、車椅子やベビーカーにとっては走行しにくい遊歩道となっていた。車いす等で利用しやすくなるようバリアフリー園路を整備した。

【花畑】



【整備前】



【整備後】



既設園路は木材チップ舗装としており、ベビーカーや車いすのタイヤが沈みやすく走行しにくい状況であった。

修景になじむ色である再生瓦材を活用し園路舗装を整備。段差等がなくなり利便性が向上した。



# 官庁宮繕（富士川地方合同庁舎（仮称））の取組事例

## ■ 5つの国の官署と富士川町立図書館の合築による富士川地方合同庁舎（仮称）におけるバリアフリー

### ◇ 富士川地方合同庁舎（仮称）



所在地：山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1外

入居官署：鯉沢区検察庁、甲府地方法務局鯉沢支局、  
鯉沢税務署、鯉沢労働基準監督署、  
鯉沢公共職業安定所、  
富士川町（町立図書館）

敷地面積：約4,000㎡

構造：鉄筋コンクリート造地上5階建て

延べ面積：約5,200㎡

工事工期：令和3年1月～令和4年11月（予定）＜建設中＞

### ◇ ユニバーサルデザイン検討会（UD検討会）

- 多様な来庁者が訪れる施設としてより一層の利便性向上を図る趣旨から、富士川町の福祉保健課や社会福祉協議会の方々とユニバーサルデザインに関する内容について意見交換を実施（今後も実施予定）。

< 第1回UD検討会 >（令和4年3月実施）

総合案内板設置位置や外構計画、トイレ計画等について意見交換



左：第1回UD検討会の様子、右：総合案内板設置位置イメージパース(調整中)

< 今後の予定 >

第2回UD検討会（令和4年度第2～3四半期頃予定）

サイン計画についてモックアップ等を活用し意見交換

UD報告会（令和4年度第4四半期頃予定）

第1、2回UD検討会での意見交換を踏まえた施設整備状況を現場にて報告











# バリアフリー化の支援制度②(バリアフリー環境整備促進事業)

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

## 交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

## 補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

## 交付率

1/3を国費で支援

## 支援概要

### ■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

### ■既存建築物バリアフリー改修事業

#### 【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

#### 【補助対象】

○バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターを設置
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



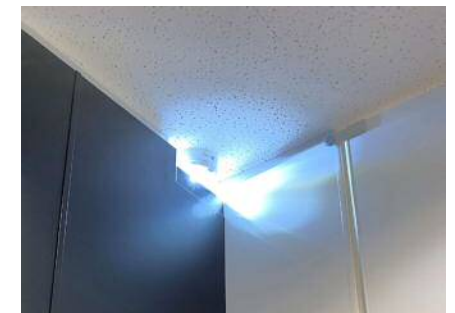
ローカウンターを設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」  
「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

**2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。

※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

## 計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)



- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。
- 関東地方整備局管内では、1都3県4市区においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

## ■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 (関東地方整備局管内)



## 条例制定の事例

### 東京都:用途に応じた基準を追加

- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
- 共用部の基準(一般客室までの経路)
- 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)

### ホテルや旅館の客室

- (客室総数50以上の場合) 車椅子使用者用客室を総客室数の1%以上設置  
客室出入口 : 出入口幅85cm以上  
便所、浴室等 : 出入口幅80cm以上  
浴槽、シャワー手すり等を適切に配置、十分な空間の確保
- 一般客室(車椅子使用者用客室以外の全ての客室)  
客室出入口 : 出入口幅80cm以上  
便所・浴室等 : 出入口幅70cm以上(努力義務75cm以上)  
客室内に段を設けない



※東京都「建築物バリアフリー条例パンフレット」より

- 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け(出入口、廊下、敷地内通路の幅、エレベーターの籠の奥行き等)